

事務連絡
令和2年7月28日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

食品等事業者に対する新型コロナウイルス感染症対策
の周知について（協力依頼）

日頃から食中毒対策に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、食品等取扱い事業者における新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年3月3日付け事務連絡により情報提供しているところですが、今般、飲食店（接待を伴う飲食店以外も含む。以下「飲食店等」という。）で感染が広がっている状況を受け、政府として「飲食店等におけるクラスター発生防止のための総合的取組」（別添）を取りまとめ、あらゆる機会を利用して、飲食店等における感染防止のための業種別ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の普及を進め、各飲食店等で徹底した感染防止策が講じられるよう取り組んでいくこととなりました。

つきましては、食品衛生法に基づく飲食店営業許可・更新時や通常の監視指導の機会を活用して、保健所での窓口対応や施設立入の際に併せてガイドラインを配付し周知を図るようお願いいたします。

【業種ごとの感染拡大予防ガイドライン例】

- 外食業の事業継続のためのガイドライン
http://www.jfnet.or.jp/contents/_files/safety/FSguidelineA4_20514_630.pdf
- 社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
<https://zensyaren.net/pdf/b9584552dfbf47642688827125fca7611e1fbd45.pdf>